





今和4年6月6日

特殊車両の取締りを行いました(今年度1回目)

~ 違反車両3台の運転手に対して指導を実施~

旭川開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記の通り特殊車両(一定の重さ・大きさを超える大型車両)の取締りを行いました。

計測車両4台のうち3台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では、「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。 旭川開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進め

ていきます。

記

- 1 実施日時 令和4年5月26日(木) 13:30~15:30
- 2 実施場所 一般国道 3 9 号 愛別車両計測所(上川郡愛別町字中央:別紙参照)
- 3 取締結果 計測車両 全4台 うち違反車両 3台

(違反の内容)無許可3台(指導の内容)警告書交付2台措置命令書交付1台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いしますとともに、申請手続についてはお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

公物管理課 課 長 齊藤 正樹 (0166-32-2072)

上席管理専門官 寺岡 文明(0166-32-4592)

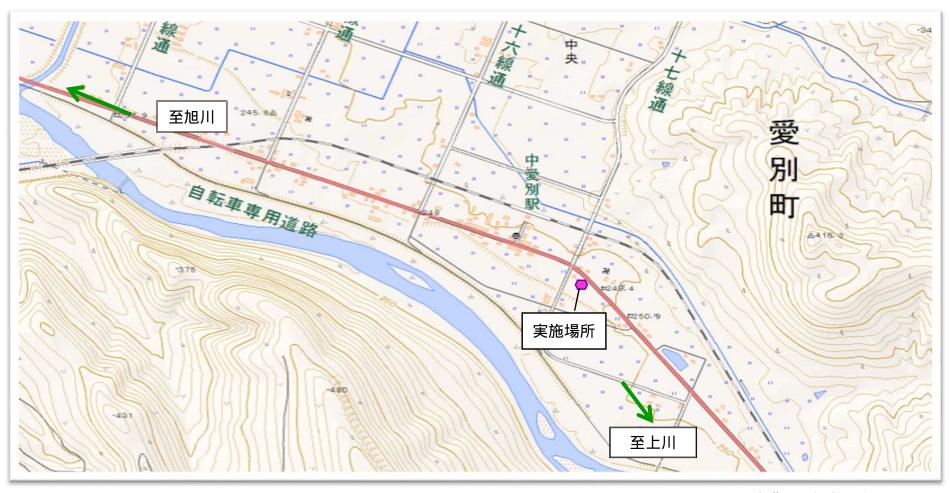
旭川開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/as/

旭川開発建設部公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_as



実施場所

愛別車両計測所(上川郡愛別町字中央)



出典:国土地理院WEB

今年度第1回目の特殊車両取締りを実施しました。

令和4年5月26日(木) @愛別町字中央











